

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがいりゆうさべつ
～障害を理由とする差別の
かいしょうすいしんかん
解消の推進に関する法律～

げんじょう 《現状》

しょうがいがあるということで、「困ったこと」や「つらい
おもい」をさせる「しょうがいしゃさべつおこっ
ています」。

ほうりつ 《法律のポイント》

- ① しょうがいを理由とする、さべつてきたいおうきんし
障害者を理由とする、差別的な対応を禁止する。



くるまにゆうてんことわ
・車イスでの入店を断られた
ならにゆうかいことわ
・習いごとなどの入会を断られた
か
・アパートを貸してもらえなかった など

- ② しょうがいのあるひとが、こまにいていしつた
意思を伝えるとき、
きょうりやくしえんおこな
できる協力・支援を行う。

はくじょううわむときなに
・白杖が上向きの時、「何かできる
ことは？」と進んで聞いてみる
すずき
・バスの乗降時に、低いステップや
じょうこうじひく
スロープなどを活用する
かつよう
・説明する時に、えやしゃしん
タスレット
などを活用する など



しょうじょうきょうおうくふう
障がいや状況に応じて工夫しよう。

こまひとゆうきだ
困っている人に勇気を出して声かけしよう!!

しょうがいのうむにかかわらず、
たがあいてきもそうぞう
お互いが相手の気持ちを想像し、
ともささみとあしゃかい
共に支え、認め合える社会を
めざしましょう



たいさくほう ヘイトスピーチ対策法

ほんほうがいしゅっしんしゃたいふとうさべつてきげんどう
～本邦外出身者に対する不当な差別的言動の
かいしょうむとりくみすいしんかん
解消に向けた取組の推進に関する法律～

げんじょう 《現状》

うくにちがきすおどげんどうく
生まれた国が違うだけで、傷つけ・脅す言動を繰り返す
かえ
「ヘイトスピーチ」が問題になっています。

ほうりつ 《法律のポイント》

- ① しゅっしんこくちがひとびとはいじよふとう
出身国が違う人々を排除するような不当な
さべつてきげんどうおこな
差別的言動を行ってはならない。
さべつてきげんどうしゃかいじつげんつと
② 差別的言動のない社会の実現に努める。

とくていくにしゅっしんひとたい
・特定の国の出身の人に対して、

いっほうてきおだ
一方的に追い出そうとするデモなどを行う

けいじばん
・掲示板やSNSなどに、さべつてきかこ
差別的な書き込みや

あやまじょうほうなが
誤った情報などを流す など

しょうがいこくひとびとこうりゆうばせつきよくてき
諸外国の人々が交流する場に積極的に
さんか
参加してみましょう。



たがただし
お互いを正しく知る ことから始めよう!!

じんしゅみんぞくこくせき
人種・民族・国籍などの
ちがみとあじぶん
違いを認め合って、自分のルーツや
ぶんか
文化(ことば・歴史など)を
だいじそんちようしゃかい
大事に尊重できる社会を
めざしましょう。



ぶらくさべつかいしょうすいしんほう 部落差別解消推進法

ぶらくさべつかいしょうすいしんかん
～部落差別の解消の推進に関する法律～

げんじょう 《現状》

インターネットの普及に伴い、差別的な書き込みや
ふきゅうともなさべつてきかこ
身元調査など悪質な「部落差別」が起こっています。

ほうりつ 《法律のポイント》

- ① いまぶらくさべつそんざいあらしめ
今もなお、部落差別が存在することを新たに示した。

どうわちく
・同和地区をたずねる『差別問い合わせ』
けつこんさい
・結婚をする際の『身元調査』
ふどうさんとりひき
・不動産取引などで、同和地区かどうかを
たずねる『土地の調査』 など



- ② ぶらくさべつゆる
部落差別は許されない解決すべき課題である。
ぶらくさべつしゃかいじつげん
③ 部落差別のない社会を実現するために、
ちようさそうだんたいせいじゅうじつきょういくおよけいほつおこな
調査、相談体制の充実、教育及び啓発を行う。



ぶらくもんだいむかしいちぶひと
「部落問題は、昔のことでも、一部の人の
ことでもなくて、自分たち一人一人の
もんだい
問題なんだ。

こおとなかなが
子どもから大人までみんなで考えていく
ことが大切だよ。」

じぶん
自分のこととして学び、考えよう!!

ひとりひとり
一人一人のいのちが大切にされ、
だれむねは
誰もが胸を張って、
じぶん
自分のふるさとを語り、
ほこしゃかい
誇れる社会をめざしましょう。

